

差出人: PCA カスタマーサポート <pssinfo@pca.co.jp>
送信日時:
宛先:
件名: PCA-PSS会員NEWS <6月号 PCA給与>

PSS会員NEWS

2026

6月号

株式会社PCA
PCA

(2026/05/25)

PCAソフトご担当者様

ピー・シー・エー株式会社のカスタマーサポート部です。
平素は弊社製品をご利用いただき、誠にありがとうございます。

本メールは、サポート&サービス会員様への情報配信サービスです。
業務に関するお役立ち情報を掲載していきますので、ぜひご覧ください。

今回ご案内する内容

- 【1】『PCA 給与シリーズ』（Rev.6.73）
- 【2】基礎賃金集計表資料
- 【3】算定基礎届
- 【4】賞与
- 【5】蛍光灯の製造・輸出入終了に伴うLEDへの切替について
- 【6】モバイルバッテリー機内持ち込みルールの変更について
- 【7】ご存じですか？困った時の「お客様サポート」ページ
- 【8】本メールについて

【1】『PCA 給与シリーズ』（Rev.6.73）

< ダウンロード開始日 >

2026年5月29日（金）午前10時より

< ご提供プログラム >

『PCA 給与シリーズ』（Ver.1.0－Rev.6.73）

< 主なプログラム更新内容 >

◇ 労働保険における電子申請対応

・労働保険年度更新の電子申請(e-Gov)の仕様変更に対応いたしました。

2026年6月1日以降に「労働保険概算・確定保険料等申告書（継続事業）」または「労働保険増加概算保険料申告書（継続事業）」の電子申請を行う場合はRev.6.73へのアップデートを行ってください。

※「基礎賃金集計表資料」は『給与じまんDX（jiman含む）』ではご使用になれません。

※『PCA 給与DX システムA』は電子申請に対応していません。

◇ 駐車場代における通勤手当の非課税限度額への対応

・「社員」－「社員登録」－「社員情報の登録」の「通勤費」タブにて駐車場代の「支給基準回」「支給間隔」「支給額」の項目を追加いたしました。

また、駐車場代の「支給額」を入力することで、「通勤費」タブ内に1か月あたりの金額の参考値が表示されるようになりました。

※事前に「前準備」－「通勤費非課税限度額の登録」にて「駐車場非課税限度額」の金額が正しいことをご確認ください。

◇ 特別徴収税額通知配信の機能追加

・「社員」－「特別徴収」－「特別徴収税額通知配信」にて、添付された個人住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）のデータ内の社員コードと氏名がPCA給与に登録されている情報と異なっても、社員を紐づけることで配信処理を行うことができるよ

うになりました。

また、社員コードまたは氏名どちらかが一致していれば一括で紐づけできる [コード一致] [氏名一致] ボタンを追加いたしました。

※「特別徴収税額通知配信」機能のご利用には、『PCA Hub 給与明細』のご契約が必要です。

また、「P-Tips」記事でも詳細な説明やソフトの画面イメージを掲載しております。こちら是非ご活用ください。

[Point 『PCA 給与シリーズ』 \[リビジョン6.73\] の変更点について](#)

【2】基礎賃金集計表資料

『PCA 給与シリーズ』では、「管理帳票」－「労働保険」－「基礎賃金集計表資料」にて「令和8 年度確定保険料の算定基礎賃金集計表」の資料を作成できます。

※『給与じまんDX (jiman 含む)』ではご使用になれません。

・この資料を作成するには、毎月の給与（賞与）入力を行う前に、「社員」－「社員登録」－「社員情報の登録」の [保険] タブ－ [雇用保険] タブ－ [基礎賃金集計表資料] にて [労災保険（雇用保険）対象区分] を設定しておく必要があります。

・基礎賃金集計表資料が正しく集計されない場合は、「随時」－「賃金台帳入力」の [給与（賞与）その他] タブで各月の [労災保険（雇用保険）] の区分や [労災保険（雇用保険）対象額] を修正してください。前年分は「ファイル」－「データ領域の選択」で前年領域に切り替えてから修正してください。

【3】算定基礎届

< 定時決定（算定基礎届）特設サイトのご案内 >

定時決定（算定基礎届）について、特設サイトをご用意いたしました。

制度の概要や『PCA 給与シリーズ』での操作方法等を掲載しておりますので是非ご活用ください。

「定時決定（算定基礎届）のよくあるご質問」

※ 下記では『PCA 給与シリーズ』で算定基礎届を作成する際のポイントをご案内いたします。より詳細な操作方法等は上記の特設サイトをご確認ください。

< 1. 算定基礎届の計算 >

算定基礎届の計算は、「社会保険」－「算定基礎届計算・修正」で行います。

※「社員」－「社員登録」－「社員情報の登録」の〔保険〕タブ－〔社会保険〕にて、〔健康保険〕や〔厚生年金保険〕の〔加入〕欄、または〔厚生年金保険〕の〔70歳以上被用者〕欄にチェックのある在職者及び休職者について計算を行います。

「算定基礎届計算・修正」の計算設定については下記をご覧ください。

■ 通勤費の選択

算定基礎届の報酬月額に含める通勤費の金額を選択します。

<社員マスター>

「社員」－「社員登録」－「社員情報の登録」の〔通勤費〕タブで登録している金額を使用します。定期代など、〔支給間隔〕が設定されている場合は〔支給額〕を〔支給間隔〕の月数で按分し各月の通勤費として報酬月額に含めます。

<給与データ>

給与明細書上の〔非税通勤〕〔課税通勤〕の合計額を報酬月額に含めます。

<自動選択>

「社員」－「社員登録」－「社員情報の登録」の〔通勤費〕タブに金額が登録されていればその金額を、登録されていなければ給与明細書上の〔非税通勤〕〔課税通勤〕の合計額を報酬月額に含めます。

※「社員情報の登録」の〔通勤費〕タブで〔日払い〕が選択されている場合には、〔通勤費の選択〕の設定にかかわらず常に各月の給与明細書上の通勤費の金額を報酬月額に含めます。

■ 昇(降)給月の表示

算定基礎届に昇(降)給月を表示するかどうかを設定します。

■ 暦日の選択

「月給者」及び「無欠勤の日給月給者」の基礎日数を選択します。

選択肢ごとの各月の基礎日数は下記のとおりです。

<当月暦日> 4月：30日 5月：31日 6月：30日

<前月暦日> 4月：31日 5月：30日 6月：31日

<前々月暦日> 4月：28日 5月：31日 6月：30日

※ 操作ナビもございますので、ご参照のうえ、暦日を選択してください。

■ 日給月給者の給与計算の基礎日数の設定（事欠・病欠日数があるとき）

「欠勤のあった日給月給者」の基礎日数の計算方法を選択します。

選択肢ごとの各月の基礎日数は下記のとおりです。

< 支給日区分の要勤務日数を使用する >

「前準備」 - 「支給日の登録」の要勤務日数から事欠・病欠日数を引いた日数

< 減額式の減額基準日数を使用する >

「給与体系」 - 「体系基本情報の登録」の「減額項目設定」タブの減額基準日数から事欠・病欠日数を引いた日数

< 給与データの要勤務日数を使用する >

給与明細書上の要勤務日数から事欠・病欠日数を引いた日数

■ 対象判定

「社会保険」 - 「月額変更届計算・修正」で、7月改定の計算が既に行われているときにチェックを付けることができます。チェックを付けて計算した場合、7月改定の月変対象者は、算定基礎届の「対象区分」が「非対象」になります。

■ 料額表参照基準日

日付を指定することで、指定日を含む使用期間の料額表を利用して、算定基礎届の計算を行うことができます。通常は、算定基礎届の計算を行う当日の日付（マシンデート）のままで構いません。

<ご注意>

2回目以降の計算処理を実行しようとするとき「計算済みのデータをすべて削除して再計算しますか?」と表示されます。[はい]をクリックすると前回の計算結果を全て消して再計算し、[いいえ]をクリックすると[社員/部門][範囲指定]で選択中の社員の計算結果のみを削除して再計算します。

< 2. 算定基礎届の修正・印刷 >

・算定基礎届の[対象区分]や[備考]などを訂正する場合は、「社会保険」－「算定基礎届計算・修正」を起動し、[入力開始]ボタンをクリックして社員ごとに修正してください。

※ 修正後の算定基礎届の再計算は不要です。再計算を行うと、手修正した箇所が元に戻ってしまいますのでご注意ください。

※ 個人番号は、70歳以上被用者の方にのみ必要です。[備考]欄の[1.70歳以上被用者算定]にチェックが付いていることをご確認ください。

・届書の印刷は、「社会保険」－「算定基礎届」にて行います。出力の種類で[印刷等]を選択して[印刷指示]ボタンをクリックし、書式の[平成30年改正様式]にチェックを付けて[応用用紙]に設定して出力してください。

※ 健康保険組合等の届出様式には対応しておりません。様式は提出先により異なる可能性がありますので、『PCA 給与シリーズ』で出力した届書での受付が可能かどうかを事前に提出先にご確認ください。

< 3. 算定基礎届の電子媒体申請・電子申請 >

『PCA 給与シリーズ』では、「社会保険」－「算定基礎届」にて〔電子申請用集計〕を行うことで、健康保険組合や年金事務所に提出する電子媒体（CD・DVD等）用のファイル作成や、e-Gov・マイナポータルを使用した電子申請を行うことができます。

※『PCA 給与DX システムA』『給与じまんDX（jiman 含む）』ではご使用になれません。

【電子媒体申請を行う場合】

「電子申告・申請」－「電子媒体申請」にて作成したファイルをCD・DVD等へ書き込み、ケースにラベルを貼ってから提出します。

【電子申請を行う場合】

提出先が年金事務所の場合はe-Gov 経由で、提出先が健康保険組合と年金事務所の場合はマイナポータル経由で、『PCA 給与シリーズ』から直接送信することができます。

※ 電子証明書をご利用になる場合は、ファイル形式の電子証明書をご用意ください（ICカード形式の電子証明書には対応していませんのでご注意ください）。

詳細は、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）でご確認ください。

【4】 賞与

< 1. 所得税率（額） >

『PCA 給与シリーズ』では、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に基づき、前月給与の〔課税対象額〕と〔扶養親族等の数〕から賞与の所得税率を計算し所得税額を算出しています（税区分が甲のとき）。

※ 前月給与がない場合や前月給与の10倍を超える賞与を支払う場合にも、法定通りの計算が可能です。

< 2. 社会保険料の計算 >

賞与の社会保険料は、標準賞与額に〔社会保険料率（被保険者分）〕を乗じて算出します。標準賞与額は、税引き前の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てたものです。

その上限は、健康保険が年度（4月～翌年3月）あたり573万円、厚生年金保険が1か月あたり150万円です。

< 3. 賞与支払届 >

「賞与」－「賞与支払届」にて、書式を〔応用用紙（平成30年改正様式）〕にして印刷してください。

※ 健康保険組合等の届出様式には対応しておりません。様式は提出先により異なる可能性がありますので、『PCA 給与シリーズ』で出力した届書での受付が可能かどうかを事前に提出先にご確認ください。

なお、『PCA 給与シリーズ』では賞与支払届の電子申請に対応しています。

※ 『PCA 給与DX システムA』『給与じまんDX（jiman 含む）』では対応していません。

電子申請の詳細な手順は以下のFAQをご確認ください。

[Q. 賞与支払届を電子申請するにはどうすればいいですか。](#)

【5】蛍光灯の製造・輸出入終了に伴うLEDへの切替について

水銀に関する国際条約（水俣条約）に基づき、水銀使用製品である蛍光灯は2026年1月より順次、製造と輸出入が規制されており、2027年末までには一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が全面的に禁止されます。

工場や倉庫などでは大規模な交換が必要になる可能性もあり、2027年が近づくにつれ、LED照明の在庫不足や工事の混雑も予想されるため、お早めに準備することをお勧めします。

LEDは蛍光灯よりも電力消費が少なく寿命も長いため、交換の手間とコストの大幅な削減につながります。また、CO2排出量が削減できますので地球温暖化防止への貢献が期待できます。

照明器具ごと交換する場合は問題ありませんが、既存の器具をそのまま使い、ランプのみをLEDに変える場合は、器具とLEDランプの仕様が一致していないと発煙・発火の恐れがありますので注意が必要です。適合するLEDランプをよく確認して購入しましょう。

詳しくは、経済産業省のホームページなどでご確認ください。

[「蛍光灯からLED照明への切り替えはお済みですか？」](#)

【6】モバイルバッテリー機内持ち込みルールの変更について

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」が一部改正され、モバイルバッテリーの機内持ち込みに関する新たなルールが2026年4月24日から適用されました。

国内線・国際線を問わず、日本発着の全便に適用されます。

新ルール（従来ルールからの追加点）のポイントは以下の2点です。

1. 持ち込み個数の上限：容量にかかわらず、1人あたり2個まで

2. 機内での使用制限：機内でのモバイルバッテリーへの充電、ならびに他の機器への給電を禁止

出張やプライベートでモバイルバッテリーを持参する必要がある場合はルールよくお読みになり十分ご注意ください。

新ルールと従来のルールなどの詳細は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

[「モバイルバッテリーの機内持ち込みの新たなルールについて～4月24日から新たなルールを適用します～」](#)

【7】ご存じですか？困った時の「お客様サポート」ページ

PCAホームページの「[お客様サポート](#)」では、PCA製品をご利用のお客様向けに、以下のような困ったときに役立つ様々な情報やリンクを掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

- ・ [重要なお知らせ](#)
- ・ [リリース・メンテナンス情報](#)
- ・ [PCA クラウド向け情報／PCA Hub向け情報](#)
- ・ [各種ダウンロード（最新プログラムや金融機関辞書・郵便番号辞書など）](#)
- ・ [各種お手続き・お問い合わせのリンク集](#)
- ・ [特設サイト／P-Tips／よくあるご質問（FAQ）へのリンク](#)
- ・ [Webマニュアル／動画マニュアル](#) など

< [バックナンバー（PDF）について](#) >

「お客様サポート」内にある「[PSS会員NEWS・会報誌](#)」では、PSS会員NEWSのバックナンバーの参照・ダウンロードが可能です。

< [「P-Tips」掲載記事のご紹介 ↓↓↓](#) >

★ [労務特集](#)：

[【最新版】雇用保険退職者実務ガイド：給付制限期間の短縮と離職票デジタル交付](#)

★ [健康コラム](#)：

[タスクに追われる日々に、小さな余白を ～二十四節気で調える「楽ちん養生」～](#)

[FAQはこちら >](#)

[P-Tipsはこちら >](#)

[リリース情報はこちら >](#)

【8】本メールについて

- ・ 全文、または一部の記事の無断転載および再配布を禁じます。
- ・ 本メールは、サポート&サービス会員のお客様に自動配信しております。
- ・ 弊社からのメール配信先の変更を希望される場合は「[PCAマイページ](#)」にてお手続きくだ

さい。『PCAクラウド on AWS』『PCAサブスク』『PCA Hub』をご利用のお客様は、ZIN NIAのお客様情報を修正してください。

- ・ 弊社からのメール配信の停止を希望される場合は、03-5211-2700までご連絡ください。
- ・ 本メールアドレスは配信専用のため、返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

---個人情報の取り扱いについて---

弊社の個人情報保護に対する取り組みについてはホームページの「[個人情報の取扱い](#)」をご覧ください。

<本PSS会員NEWSの内容を、当社に無断で転載することを禁じます>

〒102-8171

東京都千代田区富士見1-2-21 PCAビル

プライバシーマーク登録番号：第22000018(10)号

ピー・シー・エー株式会社 カスタマーサポート部